政　令

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十二号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条」に、「第三十二条―第三十六条」を「第三十一条―第三十五条」に、「第三十七条」を「第三十六条」に改める。

第二十条第一号及び第二号中「薬物銃器対策課」を「組織犯罪対策第二課」に改め、同条第四号中「警備第二課」を「警備第三課」に改める。

第二十一条第二号中「薬物銃器対策課」を「組織犯罪対策第二課」に改める。

第二十二条第二項中「三課」を「二課」に、

「組織犯罪対策企画課
暴力団対策課
薬物銃器対策課」

を

「組織犯罪対策第一課
組織犯罪対策第二課」

に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「組織犯罪対策企画課」を「組織犯罪対策第一課」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　暴力団員による不当な行為の防止一般に関すること。

第二十八条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の施行に関すること。

七　債権管理回収業に関する特別措置法の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること（生活経済対策管理官の所掌に属するものを除く。）。

第二十九条（見出しを含む。）中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策第二課」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二　麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

三　拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

四　薬物又は銃器の国際的な不正取引に関する情報の収集及び整理に関すること。

第二十九条第五号中「及び第三号」を「から第三号まで」に、「薬物銃器対策課」を「組織犯罪対策第一課」に改める。

第三十条を削り、第三十一条を第三十条とし、第四章中第三十二条を第三十一条とする。

第三十三条第十二号中「第三十五条第一号」を「第三十四条第一号」に改め、同条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とし、第三十五条を第三十四条とし、第三十六条を第三十五条とする。

第三十七条第三項中「二課を」を「三課を」に、「警備第二課」を「警備第三課」に改め、第五章中同条を第三十六条とし、第三十八条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とし、第四十条を第三十九条とする。

第四十一条第二号中「第三十九条第二号」を「第三十八条第二号」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条第三号中「警備第二課」を「警備第三課」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号を同条第五号とし、同条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（警備第二課）

第四十二条　警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

一　警衛に関すること。

二　警護に関すること。

第四十三条（見出しを含む。）中「警備第二課」を「警備第三課」に改める。

附　則

この政令は、令和四年十一月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十三号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十条第三項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「従うものに限る」の下に「。次号において同じ」を、「のものに限る」の下に「。同号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

五　光学的方法により、影像を直径が百二十ミリメートルの光ディスクであつて第三号ロに該当するものに連続して固定する機能を有する機器（前号に掲げるものを除く。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条第二項（第五号に係る部分に限る。）及び第一条の二第二項（同号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後に購入するもの（小売に供された後に最初に購入するものに限る。）について適用する。

文部科学大臣　永岡　桂子

内閣総理大臣　岸田　文雄

最高裁規則

○最高裁判所規則第十六号

判事補の弁護士職務経験に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十月二十六日

最高裁判所

判事補の弁護士職務経験に関する規則の一部を改正する規則

判事補の弁護士職務経験に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号を次のように改める。

二　弁護士法人等　弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士をいう。

三　受入先弁護士法人等　法第二条第七項に規定する雇用契約の締結により弁護士職務従事職員を雇用する弁護士法人等をいう。

第二条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　共同事業弁護士等　受入先弁護士法人等又は受入先弁護士法人等になろうとする弁護士法人等の法律事務所（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二十条第一項（同法第三十条の二十一において準用する場合を含む。）又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第七十七条第一項に規定する法律事務所をいう。以下この号及び次号において同じ。）と所在する場所を同じくする法律事務所を設け、かつ、当該弁護士法人等と組合契約その他の継続的な契約により法律事務を行うことを目的とする事業を共同して行う弁護士法人若しくはその社員である弁護士、弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくはその社員である弁護士若しくは外国法事務弁護士又は弁護士をいう。

五　外国法共同事業外国法事務弁護士等　受入先弁護士法人等又は受入先弁護士法人等になろうとする弁護士法人等の法律事務所と所在する場所を同じくする事務所（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第四十六条第一項又は第六十四条第一項の事務所をいう。）を設け、かつ、当該弁護士法人等と同法第二条第十九号の外国法共同事業を行う外国法事務弁護士法人若しくはその社員である外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士をいう。

第四条を次のように改める。

（受入先弁護士法人等となることができない弁護士法人等）

第四条　受入先弁護士法人等になろうとする弁護士法人若しくはその社員（社員であった者を含む。）である弁護士、受入先弁護士法人等になろうとする弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくはその社員（社員であった者を含む。）である弁護士、受入先弁護士法人等になろうとする弁護士若しくは外国法事務弁護士若しくは受入先弁護士法人等になろうとする弁護士又は受入先弁護士法人等